

委託契約書（案）

1 業務の名称

平成30年度市町村生活習慣等実態調査マニュアル確立事業

2 契約期間

契約締結の日から平成31年3月29日まで。

3 契約金額 金〇〇〇〇円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、〇〇〇円）

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

甲は、契約金額の範囲内において、委託契約書、委託事業仕様書及び委託業務実施計画書等に基づく乙の業務実績に応じ、委託業務の実施に要する経費（以下「委託料」という。）を乙に支払うものとする。

4 契約保証金

沖縄県財務規則第101条第1項により契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項による場合は免除する。

上記の委託業務について、甲と乙は、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、乙が共同企業体を結成している場合には、乙は、別添の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連携して実施する。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 翁長 雄志

乙

(総則)

第1条 乙は、別紙「平成30年度市町村生活習慣等実態調査マニュアル確立事業委託業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、上記の契約金額及び契約期間内で、頭書の業務を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に定めのない細部については、甲乙協議して定めるものとする。

(信義誠実)

第2条 乙は、信義誠実の原則に従い、相互の信頼関係を維持し、誠実に業務を履行するものとする。

(委託料の経費区分)

第3条 委託料の経費区分は、別表のとおりとする。

(実施計画書)

第4条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む委託業務実施計画書(任意様式、以下「実施計画書」という。)を契約締結の日から10日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 実施業務の内容
- (2) 実施業務の実施方法
- (3) 実施スケジュール
- (4) 業務遂行体制
- (5) 経費積算内訳

2 乙は、甲の承認を得た実施計画書及び甲の指示に従って、当該委託業務を実施しなければならない。当該実施計画書が変更されたときも同様とする。

(実施計画書の変更)

第5条 乙は、実施計画書に関し、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書(様式第1号)を甲へ提出し、その承認を得なければならない。

- 一 経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。
- 二 事業内容を変更しようとするとき。ただし、委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であるとあらかじめ甲が認めた場合は、この限りではない。

2 前項の規定による実施計画書の変更である場合は、甲の承認を得ることによって変更契約が締結されたものとみなす。

3 甲は、乙から申請があった場合は、受理した日から10日以内に承認又は不承認の通知を乙にするものとする。

(計画変更等による契約変更)

第6条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

- (1) 委託業務の実施の途中において、契約金額、契約期間又は実施計画書で定めら

れた内容における主要な部分の変更を行う必要が生じたとき。

(2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。

- 2 前項の変更に係る手続きについては、乙が第4条の規定に基づく計画変更等承認申請書(様式第1号)を、原則として当初の契約期間の末日の14日前までに(前項第2号の変更にあたっては、速やかに)甲に提出し、甲と変更契約を締結するものとする。ただし、第14条ただし書に定める流用のときは、この限りではない。

(権利義務の譲渡)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(再委託の制限)

第8条 乙は、契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書(別紙様式1)を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。
ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

5 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託者と約定しなければならない。

6 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

7 乙が第1項から第5項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙、又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(委託業務の監督等)

第9条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況、経費の使途及びその他必要な事項について報告を求め、書面検査又は必要に応じて実地検査を実施し、必要な指示をすることができる。
- 3 甲は、本業務における乙の履行又は前条第4項により乙から委託を受けた者の履行が

著しく不相当と認められる場合、その理由を明示した文書により、必要な措置を講じることができることを乙に請求することができるものとする。

- 4 乙は、甲から前項に基づく請求があった場合、当該請求事項について必要な措置を講じ、請求を受けた日から 10 日以内に実施状況報告書（様式第 2 号）により甲に報告するものとする。

（帳簿等の整理）

第 10 条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

- 2 乙は、委託業務に要した経費を甲が指示する項目に従って前項の帳簿に記載し、その支出内容を証明又は説明する書類を整理して保管しなければならない。
- 3 前項の支出内容を証明する書類とは、乙が通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書（相見積を含む。）、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、業務に従事する者の給与支払いを示す台帳及び出張伝票等をいう。
- 4 第 2 項の支出内容を説明する書類とは、図面、カタログ、発注書、予定価格書、出庫伝票、制作設計費の内訳に関する書類、加工費の内訳に関する書類、光熱水料の内訳に関する書類、委託業務に従事する者毎の調査時間、調査内容及び図面記録等を記載した業務日誌及び労務費積算書等をいう。
- 5 第 2 項の帳簿及び書類の保管期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度（甲の事業年度である 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間をいう。以下同じ。）の終了日の翌日から起算して 5 年間とする。
- 6 乙は、乙の責に帰すべき事由により前項に掲げる保存期間内に証憑書類を消失したときは、当該証憑書類に係る経費について、正当な根拠を示して委託業務の実施に係る経費である旨を甲に証明しなければならない。また、示された証憑書類が正当な根拠と認められない場合についても同様とする。

（成果の報告）

第 11 条 乙は、業務が完了して 10 日を経過した日（当該期日の末日が休日（沖縄県の休日を定める条例（平成 3 年条例第 15 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該機関の末日とする。）又は平成 31 年 3 月 25 日のいずれか早い日までに業務完了通知書、成果物一式及び実績報告書（様式第 3 号）を甲に提出し、その検査及び額の確定を受けなければならない。

（業務完了検査）

第 12 条 甲又は、甲が検査を行う者として定めた職員は、前条の規定による業務完了通知書等を受領したときは、当該書類を受領した翌日から起算して 10 日以内に、委託契約書、仕様書及び実施計画書に定めるところにより、業務の完了を確認するため、成果物一式の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る委託業務が本契約の内容に適合するものであるかの検査を行う。

- 2 乙は、前項の検査に不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補修して、甲の検査を受けなければならない。この場合における甲の検査については、前項の規定を準用する。

3 第 10 条第 6 項の規定に従い、乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要した経費であることを甲に証明できない経費、前二項の規定による検査若しくは第 11 条の規定による報告等の要求に乙が応じず、検査の実施が不可能又は証明が著しく困難な経費及び前二項の規定による検査の実施中に乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要した経費であることを甲に証明できなかった経費は、委託業務の実施に要した経費に含まないものとする。

(額の確定及び通知)

第 13 条 甲は、前条の検査で乙の業務が本契約に適合するものであると認めた場合は、委託契約書、仕様書、実施計画書及び成果物一式に基づき、乙に支払うべき経費の額（以下「確定額」という。）を確定し、速やかに書面により乙に通知するものとする。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第 14 条 乙は、委託業務の実施に要する経費を実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。ただし、乙は、経費区分表（別表）に記載された経費の内訳について、項目のそれぞれについて 20 %以内に限り、流用することができる。

(支払)

第 15 条 委託料の支払いは、原則、精算払いとする。

2 乙は、確定額を通知する甲からの書面を受理後、甲に支払請求書を提出することができる。この場合において、甲は、乙から適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内の日（当該期日の末日が銀行等の休日にあたるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）までの期間に支払いを行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、第 1 項の規定にかかわらず概算払い（契約金額の 50 %以内）をすることができる。

4 乙が前項の規定により概算払いを受領している場合であって、当該概算払いの合計額が第 13 条の規定による確定額に満たない場合には、第 2 項を準用する。

5 甲が、第 3 項の規定により乙に支払った金額が、第 13 条の規定による確定額を超過した場合、乙はその超過額を甲に返還しなければならない。

6 甲は、乙が所定の事業を実施していないと認めた場合、又は事業の目的外に経費を使用していると認めた場合には、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(著作権の帰属)

第 16 条 乙は、この契約の履行によって作成された報告書及びその他の成果（以下「成果物」という。）に係る（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）その他の知的財産権等及び所有権（乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から成果物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、

譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

- 2 乙は、成果物に関して著作権人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作権物の著作権が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(著作権の使用)

第 17 条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、必要な手続きを取るなど、その使用に関して責任を負うものとする。

(瑕疵担保責任)

第 18 条 甲は、委託業務が完了した後でも成果物に瑕疵があることを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵を修補させる又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償ができる期間は、第 11 条の規定による引き渡しを受けた日から 1 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙の故意または重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことのできる期間は 3 年とする。

(損害賠償)

第 19 条 乙は、業務の処理に関し乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めの帰すべき事由により発生した損害については、この限りではない。

- 2 乙は、本契約に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前二項の規定により賠償すべき損害額は、委託料相当額を限度として甲乙協議の上、定めるものとする。
- 4 乙は、業務の処理に関し乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてその賠償をしなければならない。

(履行遅滞)

第 20 条 甲は、乙が契約期間内にその義務を履行し終わらないため、期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年 2.7 パーセントの違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他契約の相手方の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

- 2 前項の違約金は、契約代金支払のときに控除し、その額が支払金の額を超えるときは、その超える額を徴収する。

(解除権及び違約金)

第 21 条 甲は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除することができる。

- 一 乙の責に帰すべき事由により、履行期間内に業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

- 二 乙が、正当な理由なく、着手期日を過ぎても着手しないとき。
 - 三 乙又はその代理人その他乙の使用人が、監督員又は検査員の監督又は検査を妨げたとき。
 - 四 乙が沖縄県から指名停止措置を受けたとき、乙又はその代理人その他乙の使用人が暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する等不適切な者に該当するとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、乙が沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則第12号）又は本契約に違反したとき。
- 2 前項の規定に基づき契約が解除された場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 甲は、第1項各号の規定に該当しなくともやむを得ない理由があるときは、契約を解除し、その履行を中止させ、又はその一部を変更することができる。
 - 4 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなくてはならない。
 - 5 甲は、契約の解除、履行中止又は変更について、書面により乙に通知するものとする。

（秘密の保持）

- 第22条 甲及び乙は、相手方から開示を受けた機密情報（機密表示のあるものに限り以下同じ）を善良なる管理者の注意をもって機密に保持するものとし、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 2 甲及び乙は、相手方から機密情報を機密に保持するために合理的な措置を講じなければならない。
 - 3 乙は、委託業務を実施するにあたり、知り得た機密情報を他に漏らしてはならない。この契約が履行され、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取り扱い）

- 第23条 乙は、この業務の処理上知り得た個人情報の取り扱いについて、「個人情報取扱特記事項（別紙）」を守らなければならない。

（契約の費用）

- 第24条 この契約の締結に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（補足）

- 第25条 この契約及び仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約及び仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。